

一般社団法人日本心理学諸学会連合  
財務委員会規程

- 1 一般社団法人日本心理学諸学会連合 定款細則第6条に基づき、常置委員会として財務委員会（以下、委員会という。）を置く。
- 2 委員会は、一般社団法人日本心理学諸学会連合の業務のうち、学会の財務と今後の財政の策定を行う。
- 3 委員会は、理事若干名で組織する。
  - 2 委員は、理事の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は1期2年を原則とし、再任を妨げない。
  - 4 委員長は、理事の中から理事会が決定する。
  - 5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。
  - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
  - 7 委員会の運営を円滑にするために、理事会の承認のもとに協力委員を置くことができる。
  - 8 協力委員の任期は、理事の在任期間とする。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2020年10月3日より施行する。